

## 滝川市観光課公式キャラクターの使用に関する要綱

令和8年3月23日滝川市産業振興部観光課長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、滝川市観光課公式キャラクター「ひつじカモしれないシユール」(以下「キャラクター」という。)の使用、承認等に関し必要な事項を定め、その適正な使用及び積極的な活用を図ることにより、滝川市及び滝川市の観光PRに寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱においてキャラクターとは、別図に定めるデザインをいう。

### (キャラクターの意匠等に関する権利)

第3条 キャラクターの意匠、名称その他一切の権利は、滝川市産業振興部観光課に属する。

### (使用承認申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、滝川市観光課公式キャラクター使用承認申請書(別記第1号様式)を滝川市産業振興部観光課長(以下「観光課長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限りでない。

- (1) 滝川市が業務で使用する場合
- (2) 滝川市内の学校等が教育の目的で使用する場合
- (3) その他、観光課長が認める場合

2 観光課長が必要と認める場合は、申請者に対し、使用又は承認に関する資料の提出を求めることができる。

3 キャラクターのデザインを改変して使用しようとする場合は、第1項の申請の際に詳細な改変内容を記載するとともに、キャラクターのイメージを損なわないものでなければならない。

### (使用の承認)

第5条 観光課長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認する。

- (1) 滝川市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用し、又はそのおそれがある、若しくはこれらを支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) その他承認することが不相当と認められる場合

2 観光課長は、前項の規定によりキャラクターの使用を承認した場合は、滝川市観光課公

式キャラクター使用承認通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 観光課長は、キャラクターの使用を不承認とした場合は、滝川市観光課公式キャラクター使用不承認通知書（別記第3号様式）より申請者に通知するものとする。

4 観光課長は、キャラクターの使用を承認するに当たり、必要があると認めるときは条件を付すことができる。

（使用の期間）

第6条 キャラクターの使用の期間は、承認の日から1年以内とする。ただし、観光課長が必要と認める場合は、延長することができる。

（遵守事項）

第7条 第5条第2項の規定によるキャラクターの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該キャラクターの使用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）承認された用途のみに使用し、観光課長の指示する条件に従うこと。

（2）観光課長が特に認めた場合を除き、デザインの改変、描き足し、一部消去及び色調の改変を行わないこと。

（3）承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

（4）キャラクターの名称は「ひつじカモしれないシュール」または「シュール」とし、使用者は、それ以外の名称を使用してはならないこと。

（禁止事項）

第8条 使用者は、キャラクターの使用に関し、次に掲げる使用又は行為をしてはならない。

（1）キャラクターのイメージを著しく損なう使用

（2）法令又は公序良俗に反する使用

（3）反社会的勢力の活動に利用する行為

（4）滝川市が特定の商品、団体又は活動を推奨していると誤認させる使用

（5）その他観光課長が不相当と認める使用

（作成物品の提出）

第9条 観光課長は、承認内容の確認のため必要と認める場合は、使用者に対し、キャラクターを使用して作成した物品、印刷物又はその写真等の提出を求めることができる。

（承認の取消）

第10条 観光課長は、キャラクターの使用がこの要綱又は承認内容に違反していると認められる場合は、使用者に是正措置を求め、それでも改善しない場合は承認を取り消すことができる。

2 観光課長は、前項の規定により承認を取り消すときは、その理由を付して、滝川市観光課公式キャラクター使用承認取消通知書（別記第4号様式）により使用者に通知するものとする。

3 承認の取消しを受けた使用者は、当該承認により作成された物品、印刷物又はウェブ媒

体等を使用してはならない。

4 滝川市は、承認の取消しにより生じた損害について、一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第 11 条 滝川市は、キャラクターの使用により生じた損害について、一切の責任を負わない。

(使用料)

第 12 条 キャラクターの使用料は、無償とする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、観光課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 23 日から施行する。

(別記第1号様式)

年 月 日

(宛先) 滝川市産業振興部観光課長

(申請者名)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

滝川市観光課公式キャラクター使用承認申請書

滝川市観光課公式キャラクターを下記のとおり使用したいので申請します。

なお、使用に当たっては、滝川市観光課公式キャラクターの使用に関する要綱に定める事項及び使用許可に際し付された条件を遵守します。

記

使用目的	
使用用途	
使用場所	
使用期間	自) 年 月 日 ~ 至) 年 月 日
備考	

※ 申請に当たっては、別途、使用する団体の概要がわかる書類及び企画書等事業の概要がわかる書類を提出していただく場合があります。

※ 使用期間は一つの行事又は企画の開始から終了までとし、長期にわたる場合は、年度ごとに申請を行っていただく場合があります。

(別記第2号様式)

滝観光第 号  
年 月 日

(申請者名) 様

滝川市産業振興部観光課長

滝川市観光課公式キャラクター使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、滝川市観光課公式キャラクター使用承認申請については、下記のとおり承認します。

記

使用目的	
使用用途	
使用場所	
使用期間	自) 年 月 日 ~ 至) 年 月 日
条件	<p>下記事項のほか、滝川市観光課公式キャラクターの使用に関する要綱を確認し遵守すること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>承認された用途のみに使用し、観光課長の指示する条件に従うこと。</li><li>観光課長が特に認めた場合を除き、デザインの改変、描き足し、一部消去及び色調の改変を行わないこと。</li><li>承認を受けた者はこれを譲渡し、または転貸しないこと。</li><li>キャラクターの名称は「ひつじカモしれないシュール」または「シュール」とし、使用者は、それ以外の名称を使用しないこと。</li><li>キャラクターの名称を使用した物品の製造・販売等を行う場合、滝川市が製造者ではないことを表示するなど必要な措置を講じること。</li><li>承認にかかる物品等の完成品については、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。</li><li>商標登録の出願を行わないこと。</li><li>その他、定めのない事項については観光課の指示に従うこと。</li></ol>

(別記第 3 号様式)

滝観光第 号

年 月 日

(申請者名) 様

滝川市産業振興部観光課長

滝川市観光課公式キャラクター使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、滝川市観光課公式キャラクター使用承認申請については、下記の理由により不承認としますので通知します。

記

使用目的	
使用用途	
使用場所	
使用期間	
不承認の理由	

(別記第4号様式)

滝観光第 号  
年 月 日

(申請者名) 様

滝川市産業振興部観光課長

滝川市観光課公式キャラクター使用承認取消通知書

年 月 日付け滝観光第 号で承認した滝川市観光課公式キャラクターの使用について、下記のとおり使用の承認を取り消しましたので通知します。

記

【取消理由】

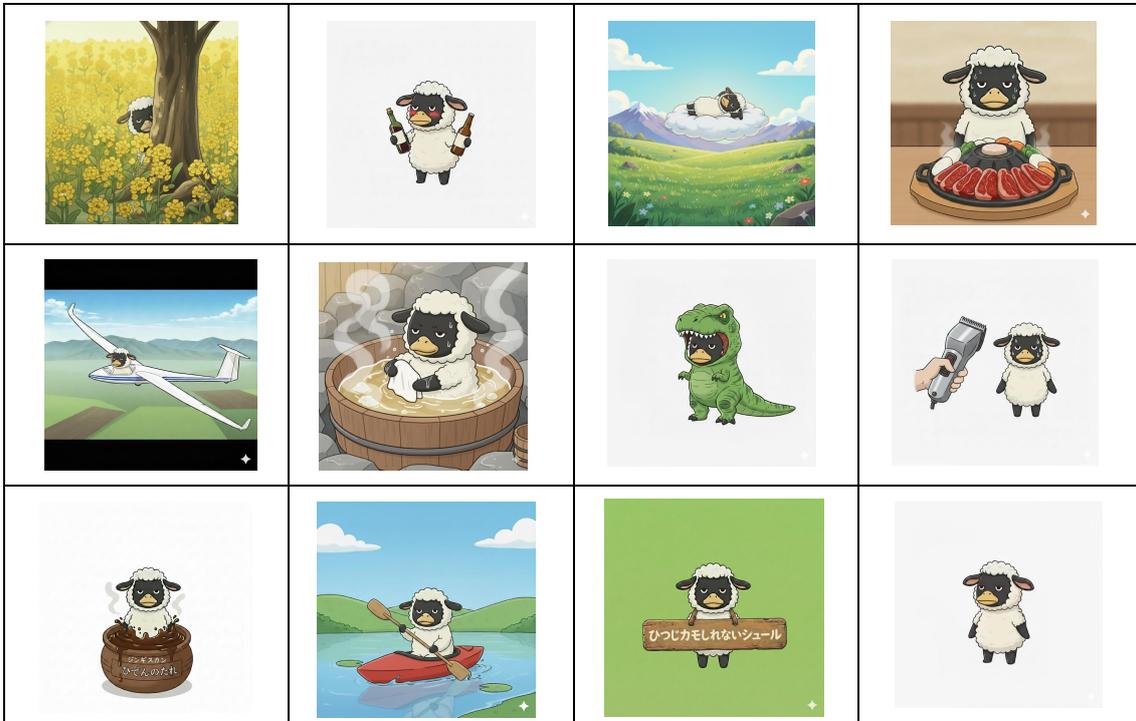
(別図)

基本デザイン



滝川市観光課公式キャラクター  
「ひつじカモしれないシュール」

(各種デザイン)



※ひつじカモしれないシュールの各種デザインは上に掲げる以外に観光課が必要時応じて作成する場合があります。